

内規

備前市低入札価格調査制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、備前市が発注する競争入札による建設工事の請負の契約を締結する場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項に規定する予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者（以下「最低価格入札者」という。）の当該入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準及び事務の手続きについて定めるものとする。

(対象工事)

第2条 低入札価格調査制度を採用する対象工事は、次のとおりとする。

- (1) 総合評価落札方式を採用する建設工事
- (2) 前号に定めるもののほか、特に必要と認める工事

(調査基準価格)

第3条 建設工事の請負契約を締結しようとする場合において、契約の相手方となるべき者の当該入札価格が、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を定め、予定価格調書にその価格を記載する。

- 2 工事に係る入札における低入札調査基準価格は、予定価格に3分の2を乗じて得た額から予定価格に100分の80を乗じて得た額までの範囲内で、予定価格に次項の規定により算出された割合を乗じて得た額（1,000円未満切捨て）を基準として定めるものとする。
- 3 前項の割合は、設計額算定の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を設計額で除して得た割合（小数第3位四捨五入）とする。
ただし、その割合が100分の80を超える場合は100分の80とし、3分の2に満たない場合は3分の2とする。

- (1) 直接工事費に100分の95を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費
- (3) 現場管理費に5分の2を乗じて得た額

- 4 特別な工事については、前2項の規定にかかわらず、契約ごとに3分の2から100分の80までの範囲内で定める割合を予定価格に乘じて得た額を低入札調査基準価格とする。

(入札参加者への説明)

第4条 入札執行者は、入札参加者に対して入札執行の際に次のことを説明するものとする。

- (1) 調査基準価格が設定されていること。
- (2) 最低価格入札者であっても調査基準価格を下回る価格で入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）は、必ずしも落札者とならない場合があること。
- (3) 低価格入札者は、当該入札価格に対応する内訳書を提出し、事情調査に協力すること。

(落札決定の保留)

第5条 入札の結果、調査基準価格を下回る価格で入札が行われた場合には、入札執行者は、入札参加者に対して、落札者の決定を保留し、後日その結果を通知する旨を告げて入札を終了する。

(協議)

第6条 契約管財課長は、落札決定保留後直ちに様式第1号により、当該工事の発注を所管する課長（以下「所管課長」という。）に協議するものとする。

2 所管課長は、協議内容を調査検討し、その結果を様式第2号により契約管財課長に報告する。契約管財課長は、備前市入札等調査委員会（以下「委員会」という。）に諮るものとする。

(調査の実施)

第7条 所管課長は、前条第2号の協議内容の調査検討にあたり低価格入札者から、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを具体的に判断するため、次の各号のうち必要な事項について調査し、低価格入札に係る調査票（様式第3号）を作成するものとする。

- (1) その価格により入札した理由（当該入札価格に対応する内訳書を徴する。）
- (2) 入札価格の内訳書の内容
- (3) 契約対象工事附近における手持工事の状況
- (4) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- (5) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連
- (6) 手持資材の状況
- (7) 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- (8) 手持機械の状況
- (9) 労務者の具体的供給見通し

- (10) 過去に施工した公共工事名、発注者名及び成績状況
- (11) 経営内容
- (12) 経営の安全性及び総合的経営状況
- (13) 信用状況
- (14) その他必要な事項
(審査及び落札者の決定)

第8条 契約管財課長は、委員会が最低価格入札者の入札価格により当該契約の内容に適合した履行がなされると認めるときは、最低価格入札者を落札者とする。

- 2 契約管財課長は、委員会が最低価格入札者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、最低価格入札者を落札者とせず、次順位者を落札者とする。なお、次順位者の当該入札価格が調査基準価格を下回る場合には、第6条以下の手続きによるものとする。

(入札者への通知)

第9条 契約管財課長は、前条第1号により最低価格入札者を落札者と決定したときは、直ちに最低価格入札者に対し落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してもその旨通知するものとする。

- 2 契約管財課長は、前条第2号により次順位者を落札者と決定したときは、直ちに最低価格入札者に対し落札者とならない旨を、次順位者に対しては、落札者となった旨を通知するとともに、その他の入札者全員に対して次順位者が落札者となった旨を通知するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成17年3月22日から施行する。

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成23年1月1日から施行する。

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

この要領は、令和3年2月1日から施行する。

(様式第1号)

備 第 号

年 月 日

所管課長

殿

契約管財課長

低価格入札に対する処理について（協議）

年 月 日下記工事の請負契約について、入札執行を行ったところ、調査基準価格を下回る入札があったので、当該入札の取扱について協議します。

記

工事名

工事場所

(添付書類)

1. 入札執行調書
2. 設計書
3. 低価格入札に係る調査票
4. 内訳書及び調査票
5. その他

(様式第2号)

備 第 号
年 月 日

契約管財課長

殿

所管課長

低価格入札に対する処理について（回答）

年 月 日付け備 第 号で協議のありましたこのことについて、別紙調査票のとおり協議しましたので、備前市入札等調査委員会にお諮りくださいますようお願いいたします。

記

工事名

工事場所

(添付書類)

1. 入札執行調書
2. 設計書
3. 低価格入札に係る調査票
4. 内訳書及び調査票
5. その他

